破産手続終結

平成２２年（フ）第８０２号
熊本市南熊本５丁目10番26号
破産者　西日本鉄工株式会社
１　決定年月日　平成24年２月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１１２号
秋田県湯沢市川連町字欠上り16番地５
破産者　有限会社和幸仏壇
１　決定年月日　平成24年２月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
秋田地方裁判所横手支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３７６号
長崎県佐世保市瀬戸越町449番地
破産者　森　　義徳
１　決定年月日　平成24年２月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
山形県鶴岡市一霞26番地
破産者　阿部　七子
１　決定年月日　平成24年２月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第３３６１号
愛知県東海市名和町上大廻間23番地
破産者　下村　弘之
１　決定年月日　平成24年２月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５９７号
名古屋市名東区一社１丁目33番地　ティアイ一社307号
破産者　相樂　良枝
１　決定年月日　平成24年２月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８２号
名古屋市緑区鳴海町字上汐田166番地の１
破産者　福島　弘起
１　決定年月日　平成24年２月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８３号
名古屋市緑区鳴海町字上汐田178番地の１
破産者　福島　徳人
１　決定年月日　平成24年２月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６７３号
横浜市南区南太田１丁目46番５―703号
破産者　竹田海鳳こと　姜　　海鳳
１　決定年月日　平成24年２月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５１号
神奈川県横須賀市馬堀町１丁目５番18号
破産者　横尾　幸雄
１　決定年月日　平成24年２月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２６８号
神奈川県横須賀市野比２丁目７番１号
破産者　山本裕美子
１　決定年月日　平成24年２月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第４６９号
神奈川県秦野市西田原1204番地の７
破産者　森山　　紫
１　決定年月日　平成24年２月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１９６号
静岡県沼津市大岡1550番地の３
破産者　渡井　孝造
１　決定年月日　平成24年２月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３２号
京都府亀岡市北河原町２丁目４番８―504号
破産者　木戸　　求
１　決定年月日　平成24年２月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第６５号
山口県下関市彦島塩浜町２丁目10番５号、開始決定時の住所山口県下関市彦島向井町２丁目21番10号
破産者　外野　健三
１　決定年月日　平成24年２月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第８９号
三重県松阪市小片野町727番地
破産者　松本　哲夫
１　破産債権の届出期間　平成24年３月９日まで
２　一般調査期日　平成24年５月17日午後１時30分
平成24年２月８日　　津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第４６号
兵庫県豊岡市但東町河本279番地
破産者　岡本　良信
１　破産債権の届出期間　平成24年３月９日まで
２　一般調査期日　平成24年４月17日午後４時40分
平成24年２月７日
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第１５７２号
京都府久世郡久御山町佐山双置81番地11
破産者　相建こと　相馬　周介
１　破産債権の届出期間　平成24年３月14日まで
２　一般調査期日　平成24年４月13日午後２時
平成24年２月８日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４９３号
京都市右京区梅津稲原町９番地の１　嵐山リバーサイドハイツ上坂方208号
破産者　本城　康門
１　破産債権の届出期間　平成24年３月21日まで
２　一般調査期日　平成24年４月13日午後２時30分
平成24年２月８日
京都地方裁判所第５民事部破産係